

令和5年 第4回 福岡市東区選挙管理委員会

3月30日(木)

【 議 題 】

- 1 議案第19号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更に係る専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第20号 選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第21号 選挙人名簿に登録する者について
- 4 議案第22号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 5 議案第23号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について
- 6 議案第24号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について
- 7 議案第25号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 8 議案第26号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 9 議案第27号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 10 議案第28号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 11 議案第29号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

12 議案第 30 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会  
人の選任について

< 次 回 >

委員会 令和5年3月31日(金)午後5時30分～

議案第 19 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 30 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、  
(略) 委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専決第1号

### 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月23日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡県議会議員選挙ポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年福岡県条例第34号)第1条の規定による。

地方自治法施行令

第三百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第百四十四条の二

衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

- 3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
- 5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
- 6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。
- 7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。
- 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。
- 9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。
- 10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

#### 福岡県議会議員選挙ポスター掲示場の設置に関する条例 (設置)

- 第一条 福岡県議会議員の選挙においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。
- 2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、市(北九州市及び福岡市にあつては区。以下同じ。)町村の選挙管理委員会が行う

## 1. 変更前

投票区	設置場所		
40 美和台第一	5	福岡市東区美和台三丁目5番	三苦駅前花壇
41 美和台第二	2	福岡市東区美和台一丁目44番	美和台2号公園前フェンス

## 2. 変更後

投票区	設置場所		
40 美和台第一	5	福岡市東区美和台三丁目6番	三苦駅自転車駐輪場フェンス
41 美和台第二	2	福岡市東区美和台一丁目44番	美和台2号公園前

議案第 20 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 746 人     |
|   | 内訳 死亡者    | 191 人     |
|   | 市外転出者     | 555 人     |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和5年3月30日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条（登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条（表示及び訂正等）

（一部略）市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

## 令和5年3月30日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	3	2	5	14	9	23	17	11	28
2馬出第二	1	0	1	8	5	13	9	5	14
3箱崎第一	3	1	4	8	7	15	11	8	19
4箱崎第二	1	2	3	4	3	7	5	5	10
5箱崎第三	0	2	2	10	6	16	10	8	18
6菅松第一	3	0	3	20	12	32	23	12	35
7菅松第二	3	1	4	13	11	24	16	12	28
8菅松第三	0	7	7	7	2	9	7	9	16
9松島第一	2	0	2	10	8	18	12	8	20
10松島第二	0	1	1	6	5	11	6	6	12
11名島第一	2	9	11	3	7	10	5	16	21
12名島第二	3	2	5	5	3	8	8	5	13
13千早	3	3	6	10	17	27	13	20	33
14千早西	2	0	2	10	4	14	12	4	16
15香陵	0	1	1	5	2	7	5	3	8
16香椎浜	5	4	9	3	5	8	8	9	17
17城浜	3	3	6	3	2	5	6	5	11
18多々良第一	3	2	5	18	10	28	21	12	33
19多々良第二	3	1	4	2	3	5	5	4	9
20八田	2	4	6	5	6	11	7	10	17
21青葉第一	3	3	6	4	1	5	7	4	11
22青葉第二	0	0	0	2	0	2	2	0	2
23舞松原第一	1	3	4	3	4	7	4	7	11
24舞松原第二	2	3	5	6	4	10	8	7	15
25若宮第一	1	0	1	4	2	6	5	2	7
26若宮第二	0	1	1	4	5	9	4	6	10
27香椎第一	0	2	2	6	3	9	6	5	11
28香椎第二	1	4	5	9	7	16	10	11	21
29香椎下原第一	0	3	3	2	4	6	2	7	9
30香椎下原第二	1	7	8	13	10	23	14	17	31
31香椎東第一	1	2	3	7	5	12	8	7	15
32香椎東第二	2	1	3	2	1	3	4	2	6
33香住ヶ丘第一	1	3	4	18	15	33	19	18	37
34香住ヶ丘第二	1	2	3	5	1	6	6	3	9
35和白第一	2	3	5	9	6	15	11	9	20
36和白第二	1	3	4	7	6	13	8	9	17
37三苦	3	5	8	9	10	19	12	15	27
38奈多第一	3	2	5	5	5	10	8	7	15
39奈多第二	1	0	1	1	3	4	2	3	5
40美和台第一	1	0	1	3	1	4	4	1	5
41美和台第二	2	2	4	5	5	10	7	7	14
42和白東第一	3	2	5	6	5	11	9	7	16
43和白東第二	3	4	7	6	7	13	9	11	20
44西戸崎第一	2	6	8	1	4	5	3	10	13
45西戸崎第二	0	1	1	1	0	1	1	1	2
46志賀第一	1	2	3	0	0	0	1	2	3
47志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
49照葉第一	1	0	1	0	1	1	1	1	2
50照葉第二	0	2	2	5	6	11	5	8	13
合計	79	112	191	307	248	555	386	360	746



議案第 21 号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年3月30日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

- 1 登録する者の数 863 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和5年3月30日

(根 拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。

第二十二條第三項（登録）

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(略)が定める日現在(略)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 登録される資格を有する者

第二十一條第一項（被登録資格等）

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和5年3月1日現在登録者数			令和5年3月30日消抹			令和5年3月30日登録			移替			令和5年3月30日現在登録者数								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計
										男	女	計	男	女	計						
1馬出第一	2,658	3,021	5,679	17	11	28	9	7	16	9	14	23	10	11	21	0	2,651	3,014	5,665		
2馬出第二	2,173	2,310	4,483	9	5	14	9	10	19	14	17	31	7	11	18	0	2,166	2,309	4,475		
3箱崎第一	2,608	3,005	5,613	11	8	19	8	7	15	9	14	23	18	16	34	0	2,614	3,006	5,620		
4箱崎第二	3,010	2,987	5,997	5	5	10	12	8	20	14	13	27	14	6	20	0	3,017	2,983	6,000		
5箱崎第三	2,821	3,268	6,089	10	8	18	8	16	24	12	9	21	14	14	28	0	2,821	3,281	6,102		
6菅松第一	2,892	2,634	5,526	23	12	35	22	15	37	8	12	20	13	12	25	0	2,896	2,637	5,533		
7菅松第二	3,713	3,798	7,511	16	12	28	12	13	25	6	8	14	15	10	25	0	3,718	3,801	7,519		
8菅松第三	3,182	2,868	6,050	7	9	16	16	14	30	18	14	32	8	9	17	0	3,181	2,868	6,049		
9松島第一	2,956	2,472	5,428	12	8	20	9	10	19	17	16	33	9	13	22	0	2,945	2,471	5,416		
10松島第二	3,170	3,197	6,367	6	6	12	12	10	22	10	9	19	24	19	43	0	3,190	3,211	6,401		
11名島第一	4,508	4,952	9,460	5	16	21	15	17	32	9	9	18	11	13	24	0	4,520	4,957	9,477		
12名島第二	1,933	2,115	4,048	8	5	13	2	6	8	8	9	17	6	9	15	0	1,925	2,116	4,041		
13千早	4,567	5,951	10,518	13	20	33	22	25	47	28	31	59	2	11	13	0	4,550	5,936	10,486		
14千早西	2,466	2,877	5,343	12	4	16	9	10	19	11	11	22	8	4	12	0	2,460	2,876	5,336		
15香椎	2,074	2,505	4,579	5	3	8	5	5	10	1	3	4	66	70	136	0	2,139	2,574	4,713		
16香椎浜	2,692	3,551	6,243	8	9	17	7	4	11	4	7	11	11	11	22	0	2,698	3,550	6,248		
17城浜	1,073	1,506	2,579	6	5	11	2	4	6	4	4	8	3	1	4	0	1,068	1,502	2,570		
18多々良第一	4,945	4,397	9,342	21	12	33	21	8	29	11	16	27	7	8	15	0	4,941	4,385	9,326		
19多々良第二	1,039	1,183	2,222	5	4	9	2	5	7	6	6	12	3	2	5	0	1,033	1,180	2,213		
20八田	2,501	3,135	5,636	7	10	17	2	6	8	3	6	9	7	11	18	0	2,500	3,136	5,636		
21青葉第一	2,503	2,925	5,428	7	4	11	11	10	21	3	7	10	2	4	6	0	2,506	2,928	5,434		
22青葉第二	1,975	2,209	4,184	2	0	2	4	3	7	1	1	2	3	3	6	0	1,979	2,214	4,193		
23舞松原第一	1,730	1,991	3,721	4	7	11	7	4	11	2	2	4	6	6	12	0	1,737	1,992	3,729		
24舞松原第二	2,155	2,569	4,724	8	7	15	9	8	17	11	12	23	7	7	14	0	2,152	2,565	4,717		
25若宮第一	2,432	2,652	5,084	5	2	7	8	9	17	6	6	12	5	11	16	0	2,434	2,664	5,098		
26若宮第二	1,431	1,522	2,953	4	6	10	5	1	6	3	6	9	1	5	6	0	1,430	1,516	2,946		
27香椎第一	2,839	3,098	5,937	6	5	11	9	13	22	8	9	17	4	5	9	0	2,838	3,102	5,940		
28香椎第二	2,226	2,553	4,779	10	11	21	7	10	17	9	13	22	3	7	10	0	2,217	2,546	4,763		
29香椎下原第一	1,610	1,664	3,274	2	7	9	3	6	9	10	7	17	2	3	5	0	1,603	1,659	3,262		
30香椎下原第二	4,540	4,147	8,687	14	17	31	17	12	29	16	16	32	14	14	28	0	4,541	4,140	8,681		
31香椎東第一	2,947	3,183	6,130	8	7	15	13	8	21	8	8	16	5	8	13	0	2,949	3,184	6,133		
32香椎東第二	2,466	2,721	5,187	4	2	6	10	8	18	7	5	12	1	5	6	0	2,466	2,727	5,193		
33香住ヶ丘第一	4,548	4,401	8,949	19	18	37	19	19	38	18	21	39	17	19	36	0	4,547	4,400	8,947		
34香住ヶ丘第二	2,402	2,782	5,184	6	3	9	8	7	15	6	16	22	14	11	25	0	2,412	2,781	5,193		
35和白第一	2,409	2,593	5,002	11	9	20	8	12	20	8	9	17	7	11	18	0	2,405	2,598	5,003		
36和白第二	2,788	3,124	5,912	8	9	17	9	2	11	11	9	20	6	11	17	0	2,784	3,119	5,903		
37三苫	3,565	3,831	7,396	12	15	27	9	10	19	8	10	18	9	11	20	0	3,563	3,827	7,390		
38奈多第一	2,349	2,717	5,066	8	7	15	6	7	13	2	5	7	4	3	7	0	2,349	2,715	5,064		
39奈多第二	1,175	1,400	2,575	2	3	5	3	2	5	3	6	9	3	4	7	0	1,176	1,397	2,573		
40美和台第一	2,933	3,387	6,320	4	1	5	3	14	17	5	10	15	7	4	11	0	2,934	3,394	6,328		
41美和台第二	3,105	3,624	6,729	7	7	14	12	14	26	8	10	18	5	6	11	0	3,107	3,627	6,734		
42和白東第一	2,624	2,860	5,484	9	7	16	11	5	16	5	10	15	1	2	3	0	2,622	2,850	5,472		
43和白東第二	2,333	2,578	4,911	9	11	20	4	9	13	5	7	12	8	12	20	0	2,331	2,581	4,912		
44西戸崎第一	1,804	2,068	3,872	3	10	13	11	3	14	4	7	11	5	3	8	0	1,813	2,057	3,870		
45西戸崎第二	578	648	1,226	1	1	2	1	3	4	0	0	0	4	4	8	0	582	654	1,236		
46志賀第一	419	495	914	1	2	3	0	1	1	1	1	2	0	1	1	0	417	494	911		
47志賀第二	75	101	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	101	176		
48志賀第三	105	122	227	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	121	226		
49照葉第一	1,286	1,380	2,666	1	1	2	5	8	13	1	2	3	3	3	6	0	1,292	1,388	2,680		
50照葉第二	3,215	3,548	6,763	5	8	13	14	25	39	4	5	9	13	18	31	0	3,233	3,578	6,811		
合計	123,548	134,625	258,173	386	360	746	430	433	863	375	448	823	415	462	877	0	123,632	134,712	258,344		

議案第 22 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は~~同法~~の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規

定は、適用しない。

第二十五条	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間

## 期日前投票所における投票管理者及び職務代理人一覧表

福岡市東区役所別館301会議室

職務を行う日	投票管理者		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
令和5年4月1日 8時30分～14時15分	糟屋郡新宮町	安川 幸恵	糟屋郡新宮町	望月 雅斗
令和5年4月1日 14時15分～20時00分	太宰府市	上野 稚都恵	福岡市西区	大塚 みわ子
令和5年4月2日 8時30分～14時15分	春日市	瀬口 宏之	福岡市中央区	山口 由紀子
令和5年4月2日 14時15分～20時00分			福岡市東区	原田 英美
令和5年4月3日 8時30分～14時15分	福岡市南区	江田 健三	福岡市東区	松井 美聡
令和5年4月3日 14時15分～20時00分			福岡市博多区	原田 和美
令和5年4月4日 8時30分～14時15分	福津市	梅原 麻美	福岡市東区	阿久津 恵美
令和5年4月4日 14時15分～20時00分	太宰府市	高山 竹寿	福岡市博多区	山浦 真弓
令和5年4月5日	福岡市南区	松永 貴司	小郡市	橋本 康平
令和5年4月6日	福岡市中央区	小田 賢一	福岡市西区	兼重 俊宏
令和5年4月7日 8時30分～14時15分	福岡市東区	北崎 由佳	福岡市博多区	大坪 み文
令和5年4月7日 14時15分～20時00分			福岡市西区	前原 佳奈
令和5年4月8日 8時30分～14時15分	筑紫野市	姫野 たまみ	大野城市	増淵 慧
令和5年4月8日 14時15分～20時00分	福岡市西区	吉本 朋美		

議案第 23 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 39 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 41 条第 1 項の規定による。

第三十九条(投票所)

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条(投票所の告示)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

# 令和5年4月9日執行 統一地方選挙 投票所一覽

【東 区】 (投票区数 50)

	投票区	投票所	所在地
1	馬出第一	馬出小学校講堂兼体育館	東区馬出一丁目12番27号
2	馬出第二	福岡中学校体育館	東区馬出三丁目11番1号
3	箱崎第一	箱崎小学校講堂兼体育館	東区箱崎二丁目2番45号
4	箱崎第二	東区役所別館講堂	東区箱崎二丁目54番1号
5	箱崎第三	東箱崎公民館	東区箱崎七丁目16番23号
6	筥松第一	筥松小学校講堂兼体育館	東区郷口町16番1号
7	筥松第二	米丸会館	東区箱崎六丁目5番18号
8	筥松第三	筥松会館	東区原田二丁目8番25号
9	松島第一	松島小学校講堂兼体育館	東区松島一丁目39番1号
10	松島第二	箱崎清松中学校体育館1階ホール	東区松田二丁目3番1号
11	名島第一	名島小学校講堂兼体育館	東区名島五丁目5番1号
12	名島第二	名島公民館	東区名島二丁目42番26号
13	千早	なみきスクエア1階交流ロビー	東区千早四丁目21番45号
14	千早西	千早西小学校講堂兼体育館	東区香椎浜一丁目4番1号
15	香陵	香陵公民館	東区香椎浜一丁目8番7号
16	香椎浜	香椎浜小学校講堂兼体育館	東区香椎浜二丁目2番2号
17	城浜	城浜公民館	東区城浜団地32番2号
18	多々良第一	多々良公民館	東区多々良一丁目56番2号
19	多々良第二	蒲田会館	東区蒲田二丁目30番35号
20	八田	八田小学校講堂兼体育館	東区八田二丁目15番1号
21	青葉第一	青葉小学校講堂兼体育館	東区青葉三丁目9番1号
22	青葉第二	青葉五丁目八一モ二一ホール	東区青葉五丁目20番23号
23	舞松原第一	舞松原小学校講堂兼体育館	東区舞松原五丁目19番1号
24	舞松原第二	多々良中学校武道場	東区水谷一丁目18番1号
25	若宮第一	若宮小学校講堂兼体育館	東区若宮三丁目12番1号
26	若宮第二	福岡矯正管区体育館	東区若宮五丁目3番53号
27	香椎第一	香椎小学校講堂兼体育館	東区香椎駅前三丁目2番1号
28	香椎第二	香椎公民館	東区香椎駅前二丁目17番19号
29	香椎下原第一	香椎第3中学校武道場	東区香椎駅東三丁目33番1号
30	香椎下原第二	香椎下原公民館	東区下原一丁目4番2号
31	香椎東第一	香椎会館	東区香椎四丁目13番17号
32	香椎東第二	香椎東小学校講堂兼体育館	東区香椎台一丁目9番1号
33	香住ヶ丘第一	香住ヶ丘小学校講堂兼体育館	東区香住ヶ丘三丁目10番1号
34	香住ヶ丘第二	香住ヶ丘公民館	東区香住ヶ丘一丁目27番1号
35	和白第一	和白公民館武道場	東区和白三丁目28番31号
36	和白第二	和白小学校講堂兼体育館	東区塩浜一丁目6番1号
37	三苫	三苫公民館	東区三苫三丁目3番41号
38	奈多第一	奈多小学校講堂兼体育館	東区奈多団地40番1号
39	奈多第二	奈多公民館	東区奈多二丁目14番2号
40	美和台第一	美和台小学校講堂兼体育館	東区美和台二丁目25番1号
41	美和台第二	和白丘中学校武道場	東区和白丘三丁目13番1号
42	和白東第一	和白東小学校講堂兼体育館	東区高美台二丁目8番1号
43	和白東第二	和白東公民館	東区高美台二丁目1番8号
44	西戸崎第一	西戸崎公民館	東区西戸崎五丁目1番1号
45	西戸崎第二	大岳集会所	東区大岳三丁目18番4号
46	志賀第一	志賀公民館	東区大字志賀島736番地60
47	志賀第二	勝馬公民館	東区大字勝馬1587番地2
48	志賀第三	弘集会所	東区大字弘2454番地1
49	照葉第一	照葉公民館	東区香椎照葉二丁目2番12号
50	照葉第二	照葉北公民館	東区香椎照葉三丁目2番1号

議案第 24 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時  
について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における  
東区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

- 1 場所 福岡市東区香住ヶ丘一丁目12番2号  
福岡市立東体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

第六十三条（開票所の設置）

開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第六十四条（開票の場所及び日時の告示）

市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。



議案第 25 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

- 1 場所 福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号  
福岡市東区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月6日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 62 条第 6 項の規定による。

- 第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。
- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
  - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第

十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 以下省略

議案第 26 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、東区開票区において開票立会人を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
  - (1) くじはくじ棒により行う。
  - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
  - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
  - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
  - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
    - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
    - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合  
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人

の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることにはできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
  - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
  - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
  - 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
  - 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることにはできない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることにはできない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 以下省略

## 議案第 27 号

### 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

#### 公職選挙法

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

#### 公職選挙法施行令

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

令和5年4月9日執行 統一地方選挙  
投票管理者・投票管理者職務代理人

No.	投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理人	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
1	馬出第一	福岡市南区	檜木 伸昌	福岡市西区	一坊寺 さくら
2	馬出第二	福岡市中央区	中原 真由美	福岡市南区	吉岡 佑樹
3	箱崎第一	福岡市中央区	鬼塚 知子	福岡市博多区	久保 恵
4	箱崎第二	糸島市	是松 良明	福岡市南区	菅野 祐太
5	箱崎第三	福岡市早良区	川地 徹	福岡市南区	森 和貴
6	筥松第一	大野城市	大嶋 恵美子	福岡市博多区	山下 亜希
7	筥松第二	福岡市博多区	古賀 政男	福岡市中央区	川村 啓子
8	筥松第三	福岡市城南区	水本 直美	福岡市中央区	城山 有美
9	松島第一	糟屋郡志免町	渡邊 理恵	福岡市西区	牧野 成亜
10	松島第二	福岡市西区	櫻井 和行	福岡市中央区	諸石 雅人
11	名島第一	福岡市中央区	野口 聖子	福岡市東区	岡村 哲郎
12	名島第二	福岡市南区	藤井 優寿	福岡市西区	上山 雄基
13	千早	福岡市城南区	原 賢治	福岡市西区	有馬 沙季
14	千早西	福岡市中央区	岩本 聡美	福岡市中央区	青木 春花
15	香陵	福岡県古賀市	小山 美由	福岡市西区	筒井 彰一
16	香椎浜	福岡市西区	前川 宏一	春日市	南 秀策

令和5年4月9日執行 統一地方選挙  
投票管理者・投票管理者職務代理者

No.	投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
17	城浜	那珂川市	寺田 太	春日市	中津 美南
18	多々良第一	福岡市早良区	遠山 麻津美	福岡市東区	中島 敏道
19	多々良第二	福岡市東区	小林 可奈子	福岡市早良区	森永 彩加
20	八田	福岡市西区	末武 昇	春日市	後藤 健
21	青葉第一	福岡市西区	高城 雅治	福岡市南区	藤本 健
22	青葉第二	福岡市博多区	野元 正子	福岡市南区	萩原 志都子
23	舞松原第一	福岡市南区	川本 晃靖	福岡市博多区	前田 希望
24	舞松原第二	福岡市西区	宮崎 剛	八女市	緒方 和輝
25	若宮第一	福岡市中央区	菊池 千香	福岡市早良区	水鳥 悠一郎
26	若宮第二	小郡市	牛原 浩	福岡市東区	宇田 遼平
27	香椎第一	古賀市	安永 夏樹	福岡市西区	藤井 早紀
28	香椎第二	福岡市西区	浦上 卓也	福岡市中央区	古賀 浩嗣
29	香椎下原第一	福岡市西区	梶本 由美子	福岡市中央区	柴田 大裕
30	香椎下原第二	福岡市早良区	井樋 美詠子	福岡市城南区	栗屋 真紀
31	香椎東第一	福岡市早良区	城 麻恵	福岡市博多区	岩村 倫
32	香椎東第二	大牟田市	吉富 信幸	福岡市中央区	松原 加奈枝

令和5年4月9日執行 統一地方選挙  
投票管理者・投票管理者職務代理者

No.	投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
33	香住ヶ丘第一	福岡市西区	兼重 俊宏	福岡市早良区	村上 晃紀
34	香住ヶ丘第二	福岡市南区	末武 由美子	福岡市東区	石橋 賢一
35	和白第一	福岡市博多区	萬 浩一	福岡市東区	八木 董
36	和白第二	福岡市東区	石井 理恵	福岡市南区	清田 奈央
37	三苦	朝倉郡筑前町	吉住 由美	福岡市南区	平 剛史
38	奈多第一	福岡市南区	松永 貴司	福岡市東区	増原 美穂子
39	奈多第二	福岡市南区	古川 茂	福岡市中央区	吉崎 智子
40	美和台第一	福岡市城南区	足立 雄基	福岡市博多区	橋詰 昂汰
41	美和台第二	福岡市中央区	茅野 美佐	福岡市博多区	徳永 有希
42	和白東第一	福岡市中央区	山下 将智	福岡市中央区	熊井 友菜
43	和白東第二	福岡市早良区	川口 昌子	糟屋郡新宮町	出口 剛
44	西戸崎第一	福岡市南区	伊藤 誠樹	飯塚市	中西 将吾
45	西戸崎第二	久留米市	杉田 俊雄	大野城市	前田 真一
46	志賀第一	福岡市東区	成田 永代	福岡市城南区	河野 友華
47	志賀第二	福津市	井上 元博	福岡市東区	平川 千尋
48	志賀第三	福岡市城南区	原田 治	糟屋郡新宮町	東内 佑梨子



令和5年4月9日執行 統一地方選挙  
投票管理者・投票管理者職務代理者

No.	投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
49	照葉第一	筑紫野市	福永 浩司	福岡市中央区	佐々木 亜門
50	照葉第二	福津市	山下 佳奈	糟屋郡新宮町	岩下 裕美

議案第 28 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 61 条第 2 項及び同法施行令第 67 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 68 条の規定による。

公職選挙法

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

公職選挙法施行令

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

令和5年4月9日執行 統一地方選挙 開票管理者及びその職務代理人

開票管理者		開票管理者の職務代理人	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
福岡市中央区	若松 秀樹	福岡市城南区	古藤 久英

議案第 29 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

第四十八条の二(期日前投票)

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合においては、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える(省略)。

第三十八条第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

議案第 30 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。